

親任官任命(一名)

内閣人第二〇五号

起案

平成二九年一月二七日

決定	平成二九年一月二八日
上奏	平成二九年一月二八日
裁可	平成二九年一月二八日

施行

平成二九年一月二八日	平成二九年一月二八日
------------	------------

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

智浩



内閣総務官



麻生 国務大臣

加藤 国務大臣

小野寺 国務大臣

鈴木 国務大臣

野田 国務大臣

齋藤 国務大臣

江崎 国務大臣

松山 国務大臣

上川 国務大臣

世耕 国務大臣

小此木 国務大臣

茂木 国務大臣

河野 国務大臣

石井 国務大臣

梶山 国務大臣

吉野 国務大臣

林 国務大臣

中川 国務大臣

菅 国務大臣

最高裁判所長官寺田逸郎は裁判所法第五十条の規定により一月八日定年退官となりますので、その後任として、内閣は最高裁判所判事大谷直人を最高裁判所長官に指名し、左のとおり

内閣

閣議決定の上上奏いたしたい。

最高裁判所長官に任命する

最高裁判所判事 大谷直人

内閣

1丁									裁判所				
年	出生地	現住所	本籍	号	月	日	事	項	旧氏名	出生年月日	氏名	庁	名
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五六	五五	〃	〃	五二	〃	〃	五〇	四九					
三	七	〃	〃	四	四	三	二八	九					
一六	一	〃	八	七	一	二八	三〇						
東京簡易裁判所判事に補する	簡易裁判所判事兼判事補に任命する	最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に補する	判事補に任命する	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	東京大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格					
最高裁判所	内閣	〃	最高裁判所	内閣	〃	最高裁判所		司法試験管理委員会		昭和二十七年六月二十三日	おおたに なおと 大谷 直人		



3丁			裁判所												
年	号	月	日	事	項	庁	名								
平成	元	四	一	兼ねて富山家庭裁判所判事に補する	最高裁判所	最高裁判所	大谷直人								
〃	〃	〃	〃	東京簡易裁判所判事に補する	〃	〃	〃								
〃	〃	〃	〃	東京地方裁判所判事に補する	〃	〃	〃								
〃	〃	〃	〃	最高裁判所裁判所調査官に充てる	〃	〃	〃								
〃	〃	〃	〃	本官を免じ判事に専任する	〃	〃	〃								
〃	〃	〃	〃	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	〃	〃	〃								
〃	〃	〃	〃	司法研修所教官に充てる	〃	〃	〃								
〃	〃	〃	〃	平成八年度司法試験（第二次試験）審査委員に任命	〃	〃	〃								
〃	〃	〃	〃	する	〃	〃	〃								
〃	〃	〃	〃	任期は平成八年十二月三十一日までとする	〃	〃	〃								
〃	〃	〃	〃	平成九年度司法試験（第二次試験）審査委員に任命	〃	〃	〃								
〃	〃	〃	〃	する	〃	〃	〃								
〃	〃	〃	〃	任期は平成九年十二月三十一日までとする	〃	〃	〃								
〃	〃	〃	〃	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	〃	〃	〃								
〃	〃	〃	〃	判事に任命する	〃	〃	〃								
内	閣														

4丁				裁 判 所										
		〃 一 二	〃		〃				〃			〃 一 〇	平成 九	年 号
		四	六		五				四			一	四	月
		一	一		八				二			五	八	日
最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	る	平成十年度司法試験（第二次試験）審査委員を免ず	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる	司法研修所教官に充てることを解く	任期は平成十年十二月三十一日までとする	する	平成十年度司法試験（第二次試験）審査委員に任命	司法研修所教官に充てる	東京地方裁判所判事に補する
			〃	法 務 省		最 高 裁 判 所				法 務 省		最 高 裁 判 所		事 項
														庁 名

大  
谷  
直  
人







## 裁 判 所

年 号	月	日	事 項	庁 名
平成一八	九	二八	法制審議会臨時委員に任命する	法務省
一九	一	二五	最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる	
			最高裁判所図書館長の兼務を免ずる	
			最高裁判所事務総局人事局長を命ずる	最高裁判所
			国立国会図書館支部最高裁判所図書館長を免ずる	国立国会図書館
			法制審議会臨時委員を免ずる	法務省
	四	二二	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	
		八	判事に任命する	内閣
			東京地方裁判所判事に補する	
			最高裁判所事務総局人事局長を命ずる	最高裁判所
	一	二七	最高裁判所事務総局人事局長を免ずる	
			静岡地方裁判所判事に補する	
			静岡地方裁判所長を命ずる	

大谷直人

8丁								裁 判 所							
								〃 二九	〃 二七	〃	〃 二六		〃	平成二四	年 号
								四	二	〃	七		四	三	月
								一七	一七	〃	一八		九	二七	日
								検察官適格審査会予備委員に任命する	最高裁判所判事に任命する	大阪高等裁判所長官に補する	高等裁判所長官に任命する	検察官特別任用分科会に所属させる	検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する	最高裁判所事務総長に任命する	事 項
								法務省	内閣	最高裁判所	内閣	法務省		最高裁判所	庁 名

大谷直人